

## 2026年 海外渡航助成金支給制度候補者募集について

日本義肢装具学会では、会員が海外の主要な義肢装具関連学術大会に発表すること、もしくは主要な海外の義肢装具関連施設を訪問して情報交換を行い、交流を深めることを支援する海外渡航助成金支給制度を設けております。海外開催の義肢装具関連学術大会への発表や海外の義肢装具施設への訪問・業績発表に対し費用の一部を補助いたしますので、多くの方の応募をお待ちしております。

### ＜応募要項＞

補助対象①：「海外義肢装具関連学術大会への参加・発表、あるいは参加のみ」

補助対象者：義肢装具を含む支援機器に携わる医療従事者、または研究者、

学生（会員）

補助対象②：「海外の義肢装具関連施設へ訪問」

補助対象者：義肢装具を含む支援機器に携わる医療従事者、または研究者

義肢装具に関わるリハビリテーションチーム（3名：医師、療法士、義肢装具士）

\*年間3名以内（リハビリテーションチームの場合のみ3名、他の場合は年間2名以内）

\*リハビリテーションチームの申請は、代表者1名が所定の応募申請書を作成し応募すること

\*リハビリテーションチームの職種は原則、医師、療法士、義肢装具士の構成であるが、異なる職種の同行や職種に偏りがある場合は、その目的と理由を記載すること

### ＜助成額＞

a) 参加・発表の場合 50万円以内（交通費、宿泊費、学会参加費の一部補助）

b) 参加のみの場合 20万円以内（交通費、宿泊費、学会参加費の一部補助）

c) 施設訪問の場合 50万円以内（交通費、宿泊費、その他必要と認められる費用）

\*義肢装具に関わるリハビリテーションチームの場合は、3名で100万以内とする。助成金は均等割りとし個別に支給される。リハビリテーションチーム内に他の助成金や研究費を獲得している者がいる場合、他の助成金や研究費を優先的に使用すること。助成金や研究費を獲得していない残りのメンバーは本制度に応募することができる。

### ＜応募資格：下記の条件を全て満たしていること＞

(1) 応募締切日において、本学会の会員歴が3年以上であること

学生会員の場合は会員歴が2年以上であること

(2) 応募締切日において、45歳以下であること

リハビリテーションチームの場合も全員が対象年齢以下であること。

(3) 本学会正社員の推薦、あるいは所属先の上長の推薦が得られること

(4) 原則として、海外渡航助成金支給制度に関するその他の助成金を取得していないこと

<募集期間>

2026年6月15日（必着）

締め切り後、国際化委員会ならびに理事会の審議を経て、8月中に申請者に通知予定

<補助対象期間>

2026年9月1日～2027年8月31日

---

応募者は所定の用紙をダウンロードの上、下記の書類を国際化委員会（本学会事務局）宛にメールで送付してください。日本義肢装具学会海外渡航助成金支給制度に関する申し合わせに従って審査の上、補助の可否を通知いたします。

<提出必須書類>

1. 所定の応募申請書1～5（正会員、あるいは所属先の上長による推薦状を含む）とチェックリスト

以下は該当者のみ提出すること

2. 添付資料1 投稿原稿（抄録、予稿、論文）のコピー（該当者のみ）
3. 添付資料2 採否通知結果（該当者のみ）
4. 添付資料3 施設訪問先の承諾書（該当者のみ）
5. 添付資料4 在籍証明書（学生のみ）

<報告書や発表について>

補助を受けた会員は海外渡航終了後3カ月以内に、報告書を国際化委員会宛に提出していただきます。この報告書は、学会誌と日本義肢装具学会のホームページに掲載いたします。この報告書について口頭発表の依頼があった場合はご協力ください。

<費用請求について（一時立替、後日支給）>

交通費、宿泊費、学会参加、その他必要と認められる費用について、応募申請書内の概算書欄に記載してください。委員会で概算書を確認し、助成金支給が決定されます。渡航費は一旦自己負担となります。帰国後、領収証やチケット、半券等を提出してください（チケットや半券が発券されない場合や回収される場合は写真等の証拠書類を提出してください。電子チケットの場合はスクリーンショットで保存してください）。概算書内の費用と照らし合わせ、確認が取れ次第、助成金が給付されます。

補助決定後に何らかの理由で補助対象となった海外渡航が年度内に行われない状況となった場合、補助は中止されます。